

## 岐阜市にぎわいまち公社まちづくり人材派遣及び助成要綱

(平成 15 年 5 月 15 日決裁)

(平成 19 年 5 月 15 日決裁)

(平成 23 年 4 月 1 日決裁)

(平成 24 年 4 月 1 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社定款（以下「公社定款」という。）第 3 条に掲げる目的を達成するため、市民主体のまちづくりの支援を行うにあたり、まちづくりに関する専門家の登録、派遣及びまちづくり相談業務並びにまちづくり活動に対する助成に關し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくりアドバイザーの登録)

第 2 条 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社代表理事（以下「代表理事」という。）は、前条の目的を達成するために、まちづくりに関する専門家としてまちづくりアドバイザーを一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（以下「にぎわいまち公社」という。）に登録するものとし、その登録対象者は次に掲げるものとする。

- (1) 大学の教員その他研究機関に所属する者
- (2) NPO等まちづくり活動団体での活動経験者
- (3) 建築士会等の団体から推薦を受けた者
- (4) まちづくり計画コンサルタント
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、代表理事が適当と認める者

(まちづくりアドバイザーの登録分野)

第 3 条 代表理事は、まちづくりアドバイザーを次に掲げる分野の区分に応じて登録するものとする。この場合において、2 以上の分野への登録を妨げない。

- (1) まちづくり計画（都市計画、建築等）
- (2) 市街地再開発
- (3) 商業経営診断
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法務、税務等に係るもの

(まちづくりアドバイザーの登録申請)

第 4 条 まちづくりアドバイザーとして登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書（様式第 1 号）
- (2) プロフィール記入票（様式第 1 号の 2）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(まちづくりアドバイザーの登録通知)

第5条 代表理事は、登録申請を適当と認めたときは、速やかに当該申請をした者に対しまちづくりアドバイザー登録通知書（様式第2号）を送付するものとする。

2 登録の有効期間は3年間とし、さらに更新を希望する者はまちづくりアドバイザー登録更新申請書（様式第1号の3）を提出するものとする。ただし、初回登録の有効期間は登録した日の属する年度を含み3年目の年度の3月31日までとする。

3 代表理事は、前項の申請を適当と認めたときは、さらに3年間登録するものとする。

（まちづくりアドバイザーの業務内容）

第6条 まちづくりアドバイザーが行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくりに関する資料及び情報の提供に関すること。
- (2) 市民のまちづくり活動の育成及び支援に関すること。
- (3) 中心市街地活性化支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりに関する市民からの相談に対するアドバイスに関すること。

（まちづくりアドバイザーの業務の制限）

第7条 まちづくりアドバイザーは、業務に関して、営利を目的とする行為、政治又は宗教を目的とする行為及びこの制度の趣旨に反する行為を行ってはならない。

（秘密の保持）

第8条 まちづくりアドバイザーは、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（まちづくりアドバイザーの登録の取消し）

第9条 代表理事は、まちづくりアドバイザーが次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為を行ったとき。
- (2) まちづくりアドバイザーとしての適格性を欠くと認められるとき。

（まちづくりアドバイザーの派遣）

第10条 地域のまちづくり活動に取り組む団体（以下「まちづくり活動団体」という。）はアドバイザーの派遣を求めようとするときは、代表理事に申し込むものとする。

2 まちづくり活動団体は、派遣の申込みをするにあたり、登録されているまちづくりアドバイザーのうちから希望する者を指名することができる。ただし、まちづくり活動団体から指名がない場合は、代表理事は、登録されているまちづくりアドバイザーの中から最もふさわしいと思われる者を派遣するものとする。

（派遣の申込み）

第11条 まちづくりアドバイザーの派遣を受けようとするまちづくり活動団体は、次に掲げる書

類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) まちづくりアドバイザー派遣申込書（様式第3号）
- (2) まちづくりアドバイザー指名要望（選定依頼）書（様式第3号の2）
- (3) まちづくり活動区域図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

#### （派遣の決定）

第12条 代表理事は、前条の申込みがあった場合には、その内容を審査し、まちづくりアドバイザーの派遣の決定をする。

- 2 代表理事は、前項の決定に際し、派遣の目的を達成するために必要な条件を付けることができる。
- 3 代表理事は、前条第2号の指名要望又は選定依頼に基づき、登録されたまちづくりアドバイザーの中から派遣を適当とする者を決定する。
- 4 代表理事は、前3項の結果をまちづくりアドバイザー派遣決定（申込み却下）通知書（様式第4号）により申込者に通知するとともに、まちづくりアドバイザー派遣通知書（様式第4号の2）により派遣決定したまちづくりアドバイザーに通知する。

#### （まちづくり相談）

第13条 にぎわいまち公社は、市民及びまちづくり活動団体等のまちづくりに関する相談に応じるものとする。

- 2 にぎわいまち公社は、前項の相談の申込みがあった場合は、登録されているまちづくりアドバイザーの中から、最もふさわしいと思われる者を選定し、相談業務を行うものとする。

#### （相談の申込み）

第14条 まちづくり相談の申込みを行おうとする者は、まちづくり相談申込書（様式第5号）を代表理事に提出しなければならない。

- 2 代表理事は、前項の申込みがあった場合は、登録されたまちづくりアドバイザーの中から適当と認める者を相談担当者として選定し、まちづくりアドバイザー相談担当者通知書（様式第5号の2）により通知し、相談業務を行うものとする。

#### （業務の報告）

第15条 まちづくりアドバイザーは、業務終了後速やかにまちづくりアドバイザー業務報告書（様式第6号）を代表理事に提出しなければならない。

#### （まちづくりアドバイザーの業務時間及び報償費）

第16条 まちづくりアドバイザーの業務時間は、原則として2時間までとし、特に必要がある場合は延長することができる。

- 2 代表理事は、業務の内容に応じ、別に定める金額を報償費としてまちづくりアドバイザーへ支

払うものとする。

(まちづくり活動助成)

第 17 条 にぎわいまち公社は、「まちづくり」を積極的に推進しようとする市民団体に対し、まちづくりの学習、調査及び研究その他まちづくりのための活動に必要な経費の一部を助成することができる。

2 助成方法については、岐阜市市街地再開発準備組織等補助金交付要綱及び岐阜市景観形成市民団体助成金交付要綱の規定を準用する。この場合、同要綱中「市長」を「にぎわいまち公社代表理事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 18 条 まちづくりアドバイザーに関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第 19 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

まちづくりアドバイザー業務報償費規程

(平成 15 年 5 月 15 日決裁)

(平成 19 年 5 月 15 日決裁)

(平成 23 年 4 月 1 日決裁)

(平成 24 年 4 月 1 日決裁)

(報償の額)

第 1 条 岐阜市にぎわいまち公社まちづくり人材派遣及び要綱第 16 条第 2 項の規定によるまちづくりアドバイザーの報償の額は別表のとおりとする。

(実費弁償)

第 2 条 代表理事は必要に応じまちづくりアドバイザーに実費弁償を支給することができる。

2 実費弁償支給に関して、遠隔地においては岐阜市職員旅費条例の規定を準用することができる。

別 表

業 務 種 別	報 償 費
まちづくり活動団体等での講演（講師）	25,000 円／回
まちづくり活動団体の集会等への参加	14,000 円／回
まちづくり相談	9,100 円／回

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。